

小委員会における指摘事項と 対応の方向

平成14年11月15日

< 目次 >

・ 審査制度関連	1
1. 我が国の補正基準は欧米に比して厳しすぎるため、緩和を行うべきではないか。	2
2. 先願主義に付きまとう開示不足を補い、広くて強い権利を実現する為には、新規事項の追加を許容する新たな制度(例えば米国のCIP制度)が必要ではないか。	3
3. 単一性要件の見直し等合理的審査制度を導入すべきではないか。	4
(1) 単一性要件の見直し	4
(2) 記載要件の明確化	5
4. 早期審査制度によらない場合でも、同一出願人の出願については、審査順を自由に入れ替えることを認めるべきではないか。	6
5. 早期審査制度の運用について、公平性・透明性の確保が必要ではないか。	7
・ 先行技術調査の奨励・支援	8
1. 庁DBの開放、廉価利用、審査ノウハウの公開により、出願人による先行技術調査の環境を整備すべきではないか。	9
2. 調査機関の不足解消等、調査環境の整備への対応はどのように行うのか。	10
3. 特許庁において行政サービスとして先行技術調査を行うべきではないか。	11
(1) 行政部門が体制を強化する場合	11
(2) 調査請求制度の前置の是非	12
4. 民間技術調査機関が先行技術調査を行った場合には、審査請求料を減免する制度を創設すべきではないか。	13

・ 料金関連	14
1. 早期の権利化を望む案件と望まない案件の料金面での差別化を図るべきではないか。	15
2. 請求料を着手時払いとし、未払いにより着手を保留するなど、実質的に審査請求期間を延長すべきではないか。	16
3. 出願取下げに対する返納制度を設けるべきではないか。	17
4. 中小企業への措置が必要ではないか。	18
5. 審査の回数を制限し、それ以上の審査を望む場合追加料金を徴収する制度を創設すべきではないか。	19
6. 請求期間短縮に伴う権利維持期間延長を勘案して、料金体系を設計すべきではないか。	20
7. 料金体系全般のシミュレーションはどうなっているのか。	21
・ その他	22
1. 大学からの出願・請求の見通しはどうなっているのか。	23
2. 産学共同研究のガイドラインを作成すべきではないか。	24

. 審査制度関連

1. 我が国の補正基準は欧米に比して厳しすぎるため、緩和を行うべきではないか。

- 我が国の補正制限に係る審査基準は、「直接的かつ一義的」との原則を過度に厳格に適用した結果、欧米に比して運用が硬直的にすぎるとの指摘があることも踏まえ、欧州における運用も参考として、運用の弾力化を検討すべきではないか。
- 具体的には、出願人から、補正された内容が出願時の明細書又は図面に記載された事項の範囲内であることについての十分な説明がなされた場合には、補正を認める運用とすべきではないか。なお、分割出願が行われた際の分割要件の審査基準についても、これに準拠すべきではないか。

(注) 詳細については別添資料5 参照。

2. 先願主義に付きまとう開示不足を補い、広くて強い権利を実現する為には、新規事項の追加を許容する新たな制度(例えば米国のCIP制度)が必要ではないか。

- 米国CIP出願と同様の制度の導入については、公開制度下でのCIP出願の効果を適切に評価した上で慎重に検討するべきではないか。あわせて、実質的に同様の効果を有する国内優先出願期間の延長等につき、公開制度やパリ条約との関係、ユーザーの意見も踏まえた検討が必要ではないか。

2. 単一性要件の見直し等合理的審査制度を導入すべきではないか。

(1) 単一性要件の見直し

- 我が国の単一性要件については、PCT等と異なる規定振りとなっていることから、我が国出願人は、海外への出願時には異なる対応をとらざるを得ない状況となっている。
- また、単一性の定義が曖昧であるために、欧米以上に多数の請求項が単一の出願とされる余地があり、審査や先行技術調査の負担を増大させているおそれもある。
- このため、国際的な制度調和を図る観点から、PCT等の規定を参考としつつその見直しを図るべきではないか。

(注) 詳細については別添資料6 参照。

(2) 記載要件の明確化

- 機能的・作用的な「特許請求の範囲」の表現形式が定着しつつある中、こうした表現形式は、内容が抽象的・多義的になりやすく、出願人が意図する以上の発明が形式的に包含されやすくなる。
- 欧米においては、これを是正する規定(裏付け要件)が明確にされているが、我が国においては、特許法上も審査基準上もこうした規定が明確にされていないため、その是正を困難なものとしている。
- 今日、産業界からは、欧米のような裏付け要件の積極的な運用を望む声があり、その要件の明確化を図るべく、PCT等の規定を参考としつつ、我が国の記載要件を見直すことが必要ではないか。

(注) 詳細については別添資料7 参照。

3. 早期審査制度によらない場合でも、同一出願人の出願については、審査順を自由に入れ替えることを認めるべきではないか。

- 審査の順序については審査請求順が原則であり、その例外となる制度については透明性と客観性を確保した運用が重要である。かかる観点から、現行の早期審査制度についても、公平性と透明性を確保しつつ、さらなる活用を図ることを予定している。
- このため、同一出願人の出願について、出願人の求めに応じて自由に審査順を入れ替えることのルール化については、他の出願人への影響がある場合にはこれに配慮する必要がある、どのような場合に他の出願人に影響のない入れ替えがあり得るか、さらなる検討が必要であると考えられる。

4. 早期審査制度の運用について、公平性・透明性の確保が必要ではないか。

- 事業化のタイミング等にあわせて適時に審査を行う早期審査制度については、近年における対象の拡大等により、その利用件数は増大してきている。
- しかしながら、その利用件数は増加傾向にあるものの未だ3000件程度にとどまっているため、制度の公平性・透明性を確保しつつ、その利用拡大に努めるべきではないか。

(注) 詳細については別添資料8 参照。

・先行技術調査の奨励・支援

1. 庁DBの開放、廉価利用、審査ノウハウの公開により、出願人による先行技術調査の環境を整備するべきではないか。

- 特許庁データベースに収録されているデータについては、著作権の制約等により提供ができないものを除き、媒体にかかる実費のみで民間事業者提供している(参考 参照)。
- 特許情報に関する基本的なサービスについては、大学や中小企業による利用を念頭に、「特許電子図書館」においてインターネット上で無償提供している(参考 参照)。
- 特許審査官の先行技術調査の情報やノウハウについては、同一分野を担当する審査官でのノウハウ共有を図る観点から、技術分野毎に「サーチ戦略ファイル」を作成し、情報公開制度に基づく請求があれば公開している(参考 参照)。

2. 調査機関の不足解消等、調査環境の整備への対応はどのように行うのか。

- 特許庁保有データの実費提供等により、調査機関の育成のための環境整備を進めているが、委員会における指摘を踏まえ、今後、民間技術調査機関の活動実態、出願人の具体的な調査ニーズ等の把握を行いつつ、可能な対応の方向について検討を進める。

3. 特許庁において行政サービスとして先行技術調査を行うべきではないか。

先行技術調査サービスを行政部門が体制を強化して担っていくべきか、民間技術調査機関の育成により担っていく方向とするのかについての基本的な整理を行うことが必要である。

(1) 行政部門が体制を強化する場合

- 仮に特許庁において行う場合には、IPCCの活用が考えられるが、現在、特許庁が先行技術調査を外注しているIPCCについては、外注件数の増大及び対話型外注への移行に伴い、特許審査官からの外注を処理するだけの素養を有する人員を確保し、研修等を通じて能力の向上を図ることが徐々に困難となりつつある。
- したがって、当面はIPCCが民間からの依頼を受けて先行技術調査を行った場合、特許審査官の審査効率の向上に必要な人員の確保が困難となるおそれがある。

(2) 調査請求制度の前置の是非

- なお、欧州特許庁が出願全件について調査報告書を作成していることも参考に、審査請求に前置する調査請求制度を設け、その結果を踏まえて審査請求の要否を判断するとの制度も考え得る。
- しかしながら、その是非については、
 - 出願人に新たな義務を課することの是非
 - 特許庁・IPCCへの調査業務の集中に伴う行政肥大化のおそれ
 - 出願人が研究開発段階から先行技術調査を行うことに対するインセンティブの低下
 - 現時点においても不足しているIPCCの先行技術調査能力を民間調査に充てることに伴う審査処理促進への悪影響
 - 欧州特許庁における審査効率化の観点からの調査と審査の融合化の動きの評価 等を踏まえて判断する必要がある。

4. 民間技術調査機関が先行技術調査を行った場合には、審査請求料を減免する制度を創設すべきではないか。

- 審査請求料の減額を制度化する場合には、民間技術調査機関において作成する先行技術調査報告書を特許庁が関与して担保していく仕組みが必要と考えられ、その仕組みの実現可能性について、水準担保の実効性、行政コスト、出願人の利便性、国際的なハーモ等の種々の視点から詳細に検討することが必要ではないか。
- しかしながら、現時点においては、民間技術調査機関が質・量両面で十分な調査能力を有するには至っていないと考えられることから、当面は民間調査機関の育成を図り、その状況をみつつ、将来的な課題として検討を行うべきではないか。
- なお、PCTの国際調査報告が添付されている場合と同様、欧米特許庁の審査結果が添付されている場合の割引制度については検討する必要があるのではないか。

. 料金関連

1. 早期の権利化を望む案件と望まない案件の料金面での差別化を図るべきではないか。

- 欧米においても、審査の順序によって異なる料金を適用している事例はある。しかしながら、我が国においては、審査の順序にかかわらず特許審査により出願人が受ける行政サービスは同じであることに鑑み、現行法に基づく優先審査制度、運用で実施している早期審査制度においても、料金面での差異を設けてはいない。
- これらの現行制度について、公平性と透明性を確保しつつ、その利用の拡大を図ることとしており、料金面での差異を設けることについては現時点では想定していないが、諸外国の制度や我が国ユーザーのニーズの把握に引き続き努め、必要があれば検討を開始することとしてはどうか。

2. 請求料を着手時払いとし、未払いにより着手を保留するなど、実質的に審査請求期間を延長すべきではないか。

- 未払時には着手を保留するなど、審査請求期間を3年以上に延長する効果をもつ制度を創設した場合には、一時的に審査請求件数を減少させる効果がありうるものと考えられる。
- しかしながら、審査請求期間の短縮については、平成11年法改正において、第三者の監視負担等を軽減する観点から行われたものであり、現時点においてもその必要性に変化はない。
- したがって、実質的な審査請求期間の延長につながる審査請求料の着手時払い制度を導入することは困難ではないか。

3. 出願取下げに対する返納制度を設けるべきではないか。

- 既に審査請求を行った出願についても、事業性が乏しくなったこと等の理由により、審査が不要となる場合も少なくない。こうした場合に、出願取下げが行われれば、審査負担の軽減が図られることとなるが、出願人には取下げを行うメリットが存在しない。
- こうした観点から、特許査定又は拒絶理由通知の到達前に出願を取り下げた場合に、請求により一定額を返納する制度の導入を検討することとしてはどうか(別添資料9 参照)。

4 . 中小企業への措置が必要ではないか。

- 今回の料金体系の見直しにより、審査請求の精査を行っている中小企業は長期的にはメリットを受けることとなる。ただし、短期的には、中小企業の審査請求料の負担が増大することも想定される。
- 現在、中小企業については、特許法において資力に乏しい中小企業、産業技術力強化法において研究開発型の中小企業に対する料金の減額規定が置かれている。
- しかしながら、これらの減額規定の利用実績については必ずしも多くないことから、制度の利用拡大や対象の拡大を図るための方策について検討する必要があるのではないか。
- また、専門家の活用による先行技術調査の支援等の充実を図る必要があるのではないか。

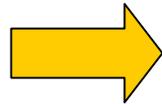
5 . 審査の回数を制限し、それ以上の審査を望む場合追加料金を徴収する制度を創設すべきではないか。

- 第17条の2において、「最初」、「最後」の拒絶理由を明記し、既に事実上審査の回数が制限される中で、さらに、それを超過した場合の追加料金の徴収については、出願人の理解が得られないのではないか。

6. 請求期間短縮に伴う権利維持期間延長を勘案して、料金体系を設計すべきではないか。

- 審査請求期間が3年の出願については、権利維持が可能な期間が延びる可能性があることは事実である。
- しかしながら、現存の特許権全体に占める出願から20年目の特許権の割合は約2～3%に留まっていることから、特許権の維持期間である20年の間に権利の存続の可否についての見直しが行われているケースが多数を占めることが推測される。
- いずれにせよ、請求期間短縮の影響により期間途中の見直し行動がどのように変化するかの予測は現時点では困難であり、したがって、改定後の料金体系において、その影響を具体的に織り込む形で制度設計を行うこともまた困難であると考えられる。

7. 料金体系全般のシミュレーションは怎么样了のか。



別添資料9 参照

. その他

1. 大学からの出願・請求の見通しはどうか。

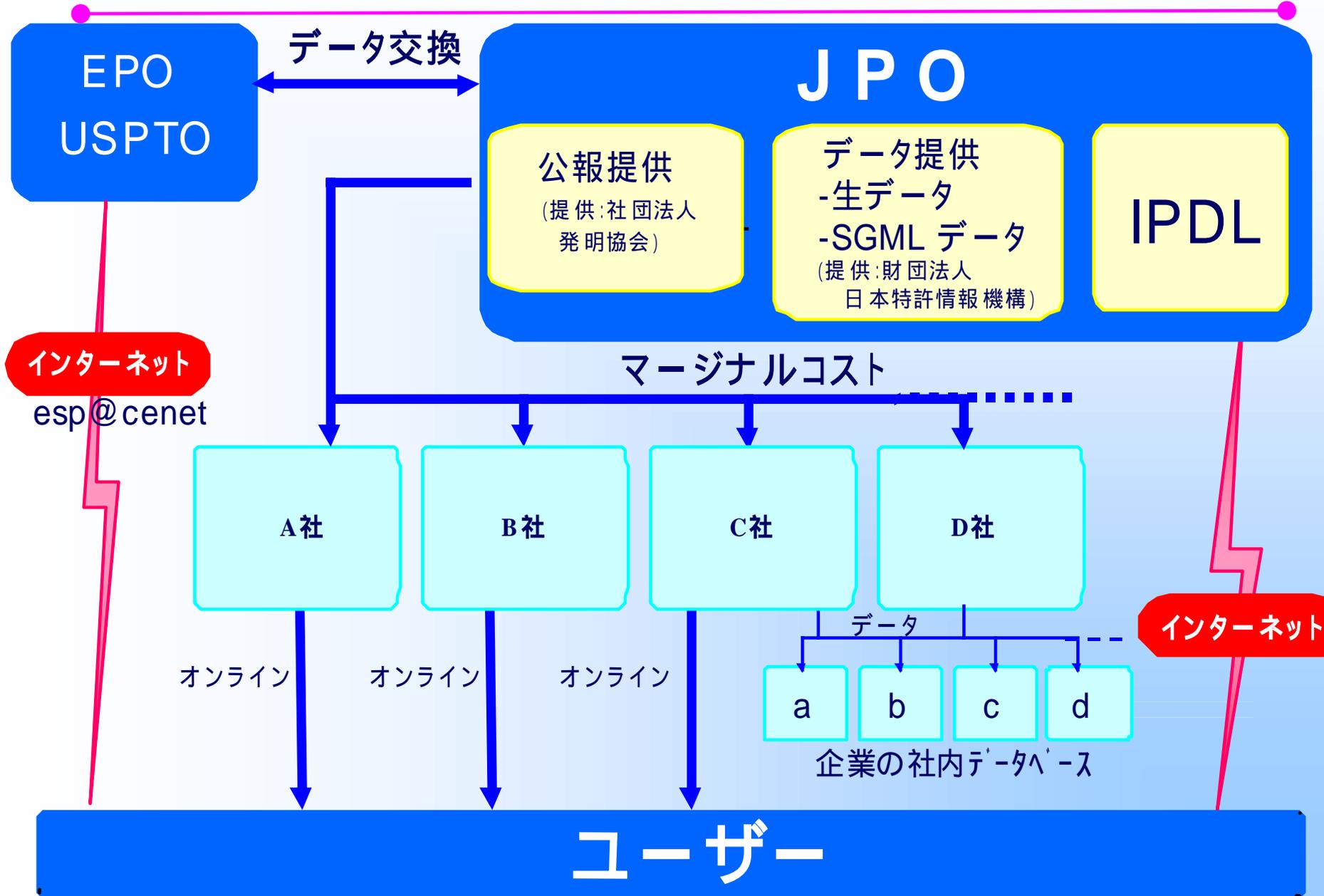
- 国立大学においてなされた発明の大部分は大学教員に帰属していることから、国立大学の法人化、知的財産の原則機関帰属化が実施された場合において、大学からの出願・請求がどのように変化するかについては、文部科学省でも正確なデータを把握していない。
- いずれにせよ、機関帰属の原則化、知的財産本部の整備、特許の取得状況等の業績評価指標への活用に伴い、法人化された国立大学等からの出願が大幅に増加するものと見込まれるが、引き続き動向の把握に努めたい。

2. 産学共同研究のガイドラインを作成すべきではないか。

- 総合科学技術会議の産学官連携プロジェクトチーム等において検討が進められ、その中で、知的財産権の帰属についても明確にすることの必要性が認識されている。

特許庁の保有データの外部提供について

日本特許庁 / データ普及の流れ



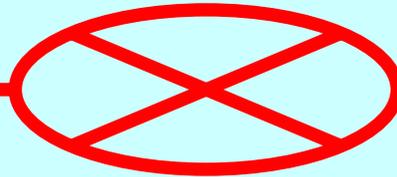
特許電子図書館の概要

日本国特許庁



特許庁保有の
産業財産権情報
約 4800万件を
無料で提供して
います。

インターネット
サービス



どなたでも手軽に利用可能

専用線サービス

(独)工業所有権総合情報館
地方閲覧室
知的所有権センター
に端末を設置

専用線端末

高速かつ高精細なサービス

情報利用者

PC 個人

PC 商工会
商工会議所

PC 企業

PC 大学

PC 研究機関

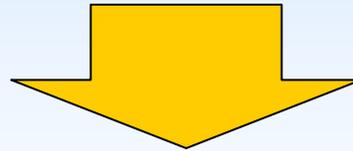
専用線
端末の
利用

サーチ戦略ファイルの概要

サーチ戦略ファイル

同一分野を担当する審査官の間で、先行技術調査に必要な情報やノウハウの共有を図る観点から、技術分野毎に「サーチ戦略ファイル」を作成している。
(参考例参照)

サーチ戦略ファイル作成分野: 337分野 (2002年11月現在)



サーチ戦略ファイルは情報公開制度に基づく請求に応じて、情報公開の対象としている。

情報公開実績: これまでに 107分野 を情報公開 (2002年11月現在)

サーチ戦略ファイルの参考例

1. 本作成分野の分類データ		作成分野 航空宇宙分野	
1-1 IPC分類表			
IPC		日本語版	英語版
B64		航空機; 飛行; 宇宙工学	AIRCRAFT; AVIATION; COSMONAUTICS
B64B		軽航空機 (航空機用地上設備一般 B 6 4 F)	LIGHTER-THAN-AIR AIRCRAFT (ground installations for aircraft in general B64F)
B64B 1/00		軽航空機	Lighter-than-air aircraft
B64B 1/02		軟式飛行船 (1 / 5 8 が優先; 気球 1 / 4 0)	Non-rigid airships (1/58 takes precedence; balloons 1/40)
B64B 1/04		対向表面を連結する連結材または索糸によって保持される形状	the profile being maintained by ties or cords connecting opposite surfaces
B64B 1/06		硬式飛行船; 半硬式飛行船 (1 / 5 8 が優先)	Rigid airships; Semi-rigid airships (1/58 takes precedence)
B64B 1/08		骨組構造	Framework construction
B64B 1/10		尾部構造 (1 / 1 2 が優先)	Tail unit construction (1/12 takes precedence)
B64B 1/12		可動操縦表面	Movable control surfaces
B64B 1/14		外部被覆	Outer covering
B64B 1/16		破筒のもの	Rigid
B64B 1/18		格体への装着	Attachment to structure
B64B 1/20		翼または安定板を備えたもの	provided with wings or stabilising surfaces
B64B 1/22		船室またはゴンドラの配置	Arrangement of cabins or gondolas
B64B 1/24		推進装置の配置 (1 が優先)	
B64B 1/26		ダクトの中に収納	
B64B 1/28		ナセルの中に収納	
B64B 1/30		プロペラの配置	
B64B 1/32		船体の周りに設け	
B64B 1/34		揚力発生用プロペラ	
B64B 1/36		推進又は方向転換用装置の配置	
B64B 1/38		重心の位置の制御	
B64B 1/40		気球 (1 / 5 8 が優先) の気球 A 6 3 H 0	

3. 基本的なサーチ戦略の考え方

- 航空宇宙分野は、出願傾向として海外からの出願の割合が多い、技術的には太陽電池やアンテナなどの展開構造物、実験装置等は日本の出願が多いが、衛星の軌道姿勢制御などはアメリカ、ヨーロッパからの出願の割合が高くなるので、サーチの際はアメリカ、フランス、ドイツ等の文献のサーチを必要とする。
- サーチの際は、まずFIにより国内特許文献のサーチを行い、その後、ECLA、USC及びインターネット等による外国文献のサーチを行う。さらに必要ならば、JOIS等の商用端末による非特許文献のサーチも行う。
- FIでのサーチにおいて、航空分野は多くのFIを有し、細分化されているが、同じ技術に異なる分類が付与されている場合が多く、航空分野内のFIの関連を把握する必要がある。それに対して宇宙分野は、一つのFIに多くの文献が存在しているものがあり、一つのFIを他のFIとの乗算やフリーワードなどを使用して、どのように細分化するかが問題となる。
- 今後のサーチにはテキスト検索が重要な役割を持つと思われるので、キーワードとシソーラス(含英語)の整備をしい必要がある。また、Fタームのような多観点のデータベース検索システムの開発も考慮していくべきである。

4. 使用する主なサーチツール		作成分野 航空宇宙分野	
		作成日	2000年 2月29日
		作成者	
		更新日	
		更新者	
1. この章では、FIごとのサーチ範囲、即ちこの分野はどのサーチツールを用いるのか、を重み付けの記号とともに、記載しています。重み付けは、重要度の高い順に表示することとします。			
[分野毎のサーチ範囲一覧]			
FI	検索対象の技術事項	FI	ECLA WPI WWW JOIS #010
B 6 4 B 1 / 0 0 - 1 / 7 0			
B 6 4 C			
3 D 1 4 1			
FI	検索対象の技術事項	FI	ECLA WPI WWW JOIS #010
B 6 4 D			
3 D 1 4 2			
FI	検索対象の技術事項		
B 6 4 F			
3 D 1 4 3			
FI	検索対象の技術事項		
B 6 4 G			

5. 関連分野

本作成分野		関連先の	
IPC	検索対象の技術事項	IPC	
B64B1/40	航空・宇宙	A63H27	
B64B1/58	航空・宇宙	B60C29	
B64C1/34	航空・宇宙	B60C29	
B64C1/36	航空・宇宙	H01O	
B64C3/20	航空・宇宙	B32B	
B64C3/30	航空・宇宙	B60C29/00	
B64C3/46	航空・宇宙	B60C29/00	
B64C25/00	航空・宇宙	B60V3/08	
B64C25/36	航空・宇宙	B60B	
		B60C	
B64C25/42	航空・宇宙	B60T8/32	
B64C25/50	航空・宇宙	B62D	
B64C25/56	航空・宇宙	B60C29/00	
B64C25/58	航空・宇宙	B60G	
		F16F	
B64C29/00	航空・宇宙	F02K	
B64C31/06	航空・宇宙	A63H27/08	
		F41J	
B64C37/00	航空・宇宙	B60F	
B64D1/04	航空・宇宙	F42C	
B64D1/18	航空・宇宙	B05B	
B64D3/00	航空・宇宙	B64F	
		D07B	
B64D3/02	航空・宇宙	F41J	
B64D7/00	航空・宇宙	F41	
B64D7/08	航空・宇宙	F41F3/06	
B64D10/00	航空・宇宙	A42B3/00	
		A62B18/00	
B64D13/00	航空・宇宙	A61G10/02	
		A62B	
		B60H	

8. サーチ・ノウハウ(前項2-5.が優先)		作成分野 航空宇宙分野	
		作成日	2000年 2月29日
		作成者	
		更新日	
		更新者	
【 F I 検索のノウハウ】			
対象となるFI	検索対象	ノウハウ	
B64G1/22	構造物	展開構造物にはF1[*展開]、トラス構造物にはF1[*トラス]、伸縮構造物にはF1[*伸縮]を使用する。	
B64G1/64	結合分離機構	機器の結合分離機構に関してはB64G1/64*Z*B64G1/66*Zを使用する。	
B64G1/38	振動減衰	振動減衰に関してはB64G1/38を乗算する。例えば、構造物の振動減衰はB64G1/22*B64G1/38、機器の振動減衰はB64G1/66*Z*B64G1/38を使用する。	

11. 技術動向		作成分野 航空宇宙分野	
		作成日	2000年 2月29日
		作成者	
		更新日	
		更新者	
航空分野では、極超音速航空輸送機やスペースプレーンなどの開発が行われている。そのうち、誘導、騒音環境等が問題となっているが、出願としては機体の熱に対する保護構造として数件出ているにすぎない。また、コンピュータヘリコプタの騒音環境対策の技術も開発が進んでいる。			
宇宙分野では、宇宙ステーション計画とともに実験装置や居住施設等の開発が進んでいる。また、宇宙観光機などの開発も行われているが、出願としては従来のように衛星の姿勢制御や太陽電池、アンテナ等の展開構造物が多い。			

庁内データベースの開放について

データベース	開放の有無	コスト
内国特許文献DB		<ul style="list-style-type: none"> ・特許電子図書館(IPDL)で無償公開 ・マージナルコストで販売
外国特許文献DB		<ul style="list-style-type: none"> ・特許電子図書館(IPDL)で無償公開
PMGS (パテント・マップ・ガイダンス・システム; 分類照会システム)		<ul style="list-style-type: none"> ・特許電子図書館(IPDL)で無償公開 ・マージナルコストで販売
CSDB (コンピュータソフトウェアデータベース) 著作権の問題あり	(一部開放予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・特許電子図書館(IPDL)で無償公開予定(平成15年) ・マージナルコストでの販売を検討中
商用DB 著作権の問題あり	×	